法人のお客さまへのお願い

法人のお客さまにつきましては、犯収法上の特定取引ならびに諸届受付時に下記のご依頼をさせて頂いております。

（１）本人確認書類のご提出
⇒【法人さま】履歴事項全部証明書　【取引担当者さま】運転免許証など
（２）取引担当者さまが法人さまからお取引の任にあたる権限を委任されていることのご確認
⇒【代表者さま以外が取引担当者となる場合のみ】　「法人さまの印鑑証明書」および「委任状」
（３）実質的支配者（お客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方）のご確認
（４）実質的支配者が「外国政府等において重要な公的地位にある方」に該当するか否かのご確認

①お客さま（法人）の名称	

実質的支配者（１人目）

①氏名		②生年月日
フリガナ 氏名	アルファベット氏名 （国籍が日本以外の場合に記載）	西暦　　年 月　　日
③ご住所	④国籍	⑤国名
〒 都・道 府・県　市・区 郡	□　日本 □　日本以外	（国籍が日本以外の場合に記載）
⑥法人との関係性（右記【１】参照） （ア）から（カ）のうち１つ、□にチェック	⑦「外国政府等において重要な地位にある方」に該当しますか。（右記【２】参照）	
□(ア)　□(イ)　□(ウ)　□(エ)　□(オ)　□(カ)	□ いいえ、該当しません　□ はい、該当します	

実質的支配者（２人目）

①氏名		②生年月日
フリガナ 氏名	アルファベット氏名 （国籍が日本以外の場合に記載）	西暦　　年 月　　日
③ご住所	④国籍	⑤国名
〒 都・道 府・県　市・区 郡	□　日本 □　日本以外	（国籍が日本以外の場合に記載）
⑥法人との関係性（右記【１】参照） （ア）から（カ）のうち１つ、□にチェック	⑦「外国政府等において重要な地位にある方」に該当しますか。（右記【２】参照）	
□(ア)　□(イ)　□(ウ)　□(エ)　□(オ)　□(カ)	□ いいえ、該当しません　□ はい、該当します	

実質的支配者（３人目）

①氏名		②生年月日
フリガナ 氏名	アルファベット氏名 （国籍が日本以外の場合に記載）	西暦　　年 月　　日
③ご住所	④国籍	⑤国名
〒 都・道 府・県　市・区 郡	□　日本 □　日本以外	（国籍が日本以外の場合に記載）
⑥法人との関係性（右記【１】参照） （ア）から（カ）のうち１つ、□にチェック	⑦「外国政府等において重要な地位にある方」に該当しますか。（右記【２】参照）	
□(ア)　□(イ)　□(ウ)　□(エ)　□(オ)　□(カ)	□ いいえ、該当しません　□ はい、該当します	

【銀行使用欄】行員起票可。本紙左半分をスキャナでイメージ読込。BOC 依頼：集中事務受付画面［9474］に添付。自店処理：取引時確認書送信［9841］に添付

勘定店番・CIF 番号	
確認日	西暦　　年　　月　　日

外国 PEPs 理由確認（⑦「はい」の場合のみ記入）（例：●国の中央銀行の役員）
理由（１人目）：
理由（２人目）：
理由（３人目）：

2025 年 7 月改訂　法人のお客さまへのお願い

【１】実質的支配者の確認
（ア）から（カ）のいずれかに該当する方について確認をお願いします。（左記記入欄②から⑤）

【お客さまが資本多数決法人である場合】
（株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等）

【お客さまが資本多数決法人以外の法人の場合】
一般社団、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社等）

（ア） 議決権の５０%超を直接・間接的（※）に保有している個人の方がいる
「いる場合　⇒　当該個人の方」

⇩ いない場合

（イ） 議決権の２５%超を直接・間接的（※）に保有している個人の方がいる
「いる場合　⇒　当該個人の方」

⇩ いない場合

（ウ） 法人の事業収益・事業財産の５０%超の配当・分配を受ける権利を有する方がいる
「いる場合　⇒　当該個人の方」

⇩ いない場合

（エ） 法人の事業収益・事業財産の２５%超の配当・分配を受ける権利を有する方がいる
「いる場合　⇒　当該個人の方」

または

⇩ いない場合

（オ） 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方がいる
「いる場合　⇒　当該個人の方」　（大口債権者（金融機関除く）、創業者、大口取引先等）

⇩ いない場合

（カ） **法人を代表し、その業務を執行する方**　（代表取締役等）

・ただし、病気等で事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していない方は実質的支配者に該当しません。
・実質的支配者は個人の方となりますが、国・地方公共団体・独立行政法人・上場会社とその子会社は個人とみなします。

※「間接的に保有」とは、「議決権５０%超を保有する法人」を通じて保有することをいいます。
（例）
右図において、C氏は、直接保有２０%のほか、支配法人B社を通じてA社の議決権２０%を間接保有しています。これにより、C氏はA社の議決権を計４０%保有していることとなり、A社の実質的支配者となります。

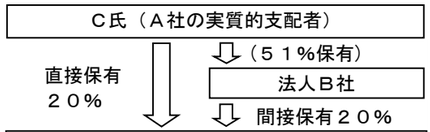

【２】「外国政府等において重要な公的地位にある方」の確認
実質的支配者は下記（a）から（d）のいずれかに該当しますか。（左記記入欄⑥）

（a）　外国の元首
（b）　外国において下記の職にある者
・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
・我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
・中央銀行の役員
・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
（c）　過去に（a）又は（b）であったもの。
（d）　（a）から（c）に該当する者の親族[配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子]